

消防予第393号
平成13年11月12日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策に
おける風俗営業行政との連携について

去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災において、死者44名を出す惨事が発生した重大性に鑑み、同種のビルに関して全国的に一斉立入検査を行い、違反是正措置を行うなど、防火安全の徹底を図っているところであるが、去る10月29日、再び新宿区歌舞伎町の風俗営業施設等を含む雑居ビルで死者2名、負傷者5名を出す火災が発生したことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルに関する再発防止のための防火安全対策の基準や基準適合確保のあり方については、現在、消防庁の「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」において検討が進められているところであり、また、9月26日には消防審議会に対して諮問が行われたところである。こうした中で、小規模雑居ビルの防火安全対策に関し、関係行政機関間の連携をより一層図ることが必要であるとの指摘がなされているところである。

この度、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、消防部局、建築行政部局との連携を図るための仕組みの整備等について、別添写しのとおり、警察庁生活安全局生活環境課長から各道府県警察本部長等あて及び国土交通省住宅局建築指導課長から各道府県建築主務部長あて通知がなされ、本職においても各道府県警察及び建築行政機関との連携方策について、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、これらを参考にして、地域の実情に応じた適切な対策を推進されるようお願いする。

なお、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知方よろしく願います。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して、警察機関（各道府県警察及び各警察署をいう。以下同じ。）と消防機関及び建築行政機関が相互に連携を図ることは、雑居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るための仕組みの整備等について、早急に各道府県警察（必要に応じて、所管の

警察署を経由。以下同じ。)と調整を図り、防火安全確保の徹底を図ることを基本とする。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業施設を含む建築物の防火安全に関する建築行政機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

警察機関から、風俗営業の許可（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第3条第1項）又は変更の承認（風適法第9条第1項）（以下、「風俗営業の許可等」という。）の申請に係る風俗営業施設を含む防火対象物が、消防法令及び火災予防条例（以下「消防法令等」という。）に違反する疑いがあるとして、その確認が消防機関にあった場合等の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 確認があった防火対象物については、早急に立入検査等を実施するなどして、実態の把握を行うこと。
- (2) 確認に対する回答事項としては、防火対象物使用開始届出等の必要な手続きの有無、消防法令等の違反事項、その是正のため今後採らうとする措置などが考えられるが、具体的には、各都道府県警察との調整を図った上で決定すること。
- (3) 是正措置が必要となる防火対象物については、速やかに許可申請者等（許可申請者以外の管理権原者等への是正指導が必要な場合は当該管理権原者等を含む。以下同じ。）に接触し、是正指導を行うこと。
- (4) 是正措置が必要でない防火対象物にあっても、今後、消防法令等の手続き（例えば、防火管理者選任届、防火対象物使用開始届等）が必要となる可能性のある防火対象物にあつては、許可申請者等にその旨を伝えること。

なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。

- (5) 許可申請者等が消防機関の是正指導等に応じない場合に備え、刑事告発を行うことを含め、消防機関において適切な措置を講じることをあらかじめ警察機関との間で申し合わせること。
- (6) 風俗営業の許可等の際に、許可申請者等があくまで是正指導に従わない場合は、消防機関において「是正指導に従わなければ違法防火対象物について措置命令をし、これに従わなければ消防法令違反で告発を行うこともあり得る」旨の通告を許可申請者等に行うこと。

その後、措置命令、告発をする場合にはその旨を警察機関に連絡するとともに、十分な調整を行って、迅速的確な事件処理を図ること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等の申請について平素より警察機関、建築行政機関と情報交換等を図るための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。

- (1) 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県消防部局において各都道府県警察と十分な調整を図ること。
この他、特に、具体的な連携を図る仕組みの検討に当たっては、消防本部レベルにおいて、地域の実情に応じて、警察機関と所要の調整を図ることが考えられること。
 - (2) 連携を図る対象については、管理権原が分かれた複合用途防火対象物のほか、防火対象物の火災による人命危険性の程度等から対象を限定して措置の徹底を図ることが考えられるが、この場合、対象の範囲をどこまでとするかについては、火災予防行政上の必要性、申請者の利便と負担、消防機関における事務処理の負担等を勘案し、各都道府県警察と十分に協議し、調整して仕組みを整備すること。
 - (3) 連携を図るための仕組みを検討する場合、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過しないように留意すること。
 - (4) 警察機関と具体的にどのような連携を図る仕組みを整備するかにかかわらず、風俗営業の許可等の申請に係る施設を含む防火対象物が消防法令に違反する場合は、上記の2の対応の例によること。
- 4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合等の措置
- 消防機関の行う立入検査等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合や重大な消防法令違反を指摘した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。
- 5 その他の連携
- 2から4に定めるもののほか、必要に応じ関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関相互の行政目的に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るよう努めること。

別添

原議保存期間 10年
(平成23年12月31日まで)

警察庁丁生環発第233号

平成13年11月12日

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁生活安全局生活環境課長

風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災（死者44人、負傷者3人）が発生し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令違反容疑が発覚したが、これを契機に、風俗営業行政を行うに当たって建築行政庁（建築基準法の特定行政庁をいう。）又は消防行政庁（消防長（消防本部を置かない市町村においては市町村長）又は消防署長をいう。）（以下「関係行政庁」という。）との連携が求められているところである。

また、同年10月29日にも同歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災が発生し、死者2人、負傷者5人を出している。

そこで、風俗営業行政において関係行政庁との連携を推進するため、下記事項に留意の上、地域における行政の総合的な実施を図り、住民の福祉の増進に寄与することとされたい。

なお、本件については、国土交通省住宅局建築指導課及び総務省消防庁予防課とも打合せ済みであり、それぞれ別添1及び別添2の通知が発出されているので念のため申し添える。

記

1 基本的考え方

風俗営業の用途に供する営業所たる建築物が建築基準法又は消防法（これらの法律に基づく命令及び条例を含む。以下「関係法令」という。）に違反しているにもかかわらず、風適法と関係法令とは法の趣旨・目的を異にしているから風俗営業の許可（風適法第3条第1項）又は構造及び設備の変更の承認（風適法第9条第1項）（以下「風俗営業の許可等」という。）に際して関係法令に抵触するかどうかは別個の問題であるとして単に風俗営業の許可等をするというようなことがないよう、当該許可等に係る建築物につき、関係行政庁と連携を図り、関係法令に適合させることを基本とする。

2 風俗営業の許可等の申請に係る建築物が関係法令に違反する疑いのあることを認知した場合の措置

風俗営業の許可等の申請があった場合において、当該風俗営業の許可等の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物について関係法令に違反する疑いのあることを関係行政庁からの連絡、地域住民からの情報等により認知した場合は、次の要領により適切に措置すること。

- (1) 当該建築物について関係法令に違反するものであるか否か、また、違反する場合においてはその是正のため今後採ろうとする措置について、関係行政庁に確認すること。
- (2) 当該建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁の確認がなされた場合には、申請者にその旨を告知し、関係法令に違反する状態を解消するよう行政指導を行うこと。
なお、この場合において、行政指導については各都道府県のいわゆる行政手続条例における行政指導に関する規定に従って行う（行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項、第38条参照）とともに、申請に対する処分標準処理期間（行政手続法第6条）を著しく超過することのないようにすること。
- (3) 相手方が関係行政庁の是正指導等に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、関係行政庁において適切な措置を講じることを関係行政庁との間で申し合わせるとともに、関係法令の違反の取締りを所掌する警察部門との連携を図り、刑事告発を想定した事件化の準備を行うこと。
- (4) 相手方があくまで行政指導に従わない場合には、風俗営業の許可等の要件を満たしているときは風俗営業の許可等をせざるを得ないが、風俗営業の許可等の際には、関係行政庁から相手方に対して、「是正指導に従わなければ違法建築物について措置命令をし、これに従わなければ関係法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨の通告がなされるように配慮すること。
- (5) 関係行政庁から関係法令違反について告発を受けた場合には、迅速的確な事件処理が行われるよう配慮すること。
- (6) 風俗営業の許可等をした後において、関係法令違反で検挙されたときは、風適法第25条又は第26条の規定による指示又は営業停止等の処分について検討すること。

なお、風適法第8条第3号に該当するに至ったときは、同条の規定による許可の取消しについて検討すること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における関係行政庁との連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等の申請に対する審査の過程において平素から関係行政庁との連携を図るための仕組みを整備しておき、関係事務の処理が行われることが望ましいところであり、関係行政庁と具体的にどのような連携を行うかについて

ては、次の事項に留意の上、各都道府県の実情に照らして各都道府県警察の判断により行うこと。

- (1) 関係行政庁と連携を図るための仕組みとしては、次のような方法が考えられること。
 - ① 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者に対し、当該建築物が関係法令に適合しているかどうか等について関係行政庁が発行する書面の提出又は提示を求めるなどして確認すること。
 - ② 風俗営業の許可等の申請に対する審査に当たり、関係行政庁との間で、当該建築物が関係法令に適合しているかどうか等について往復文書又は口頭により確認すること。
 - ③ 風俗営業の許可等の申請があった場合において、その旨を関係行政庁に書面又は口頭で連絡し、関係行政庁による適切な措置を促進すること。
- (2) (1)の①から③までのいずれの方法によることとしても、風俗営業と旅館業との施設兼用の場合（別紙を参照のこと。）及び複合用途建築物（いわゆる雑居ビル）を使用する場合のほかは、過去における多数の死傷者を伴う火災の経験、事故・災害の危険の程度等から対象となる建築物を限定することを考慮すること。
- (3) (1)の①から③までのいずれの仕組みとするか、また、(2)により対象とする建築物の範囲をどこまでとするかについては、申請者の利便と負担、警察行政目的に資する程度、警察の事務処理の負担等を勘案し、警察と関係行政庁の双方の行政目的の達成に資するよう十分に協議し、調整して仕組みを整備すること。この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないようにすること。
- (4) (1)の①に掲げる方法を採用する場合にあっては、次の点に留意すること。
 - ア 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者から提出又は提示を求める関係行政庁が発行する書面は法令で添付すべきこととされている申請書の添付書類ではないため、行政指導となるので、各都道府県のいわゆる行政手続条例における行政指導に関する規定に従って行うこと（行政手続法第3条第2項、第38条参照）。
 - イ 当該書面の要求に当たっては、その趣旨及び当該要求は行政指導であることを申請者に告知するとともに、申請書の提出を受けることを拒否することのないようにすること（行政手続法第7条参照）。
- (5) (1)の①から③までのいずれかの方法によるとしても、風俗営業の許可等の申請に係る営業所の建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁からの連絡があった場合の措置については、2の(1)から(6)までの要領の例に

よること。

4 その他風俗営業行政における関係行政庁との連携

2及び3に定めるもののほか、風俗営業の営業所に対する立入り等を通じて関係法令違反を発見した場合においては、必要に応じて関係行政庁に連絡するほか、関係行政庁の職員による合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、警察と関係行政庁の双方の行政目的に資するよう、関係行政庁との連携を図るよう努めること。

店舗型性風俗特殊営業の営業所及び深夜において設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

国住指第1554号
平成13年11月12日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築指導行政における風俗営業行政との連携について（技術的助言）

小規模雑居ビルの防火安全対策については、去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町「明星ビル」において発生した火災を教訓として、全国で重点的な査察の実施等を通じて建築基準法の遵守の徹底に向けた真剣な努力が続けられているところであるが、去る平成13年10月29日、再び東京都新宿区歌舞伎町において雑居ビル火災が発生し、死者2名、負傷者5名を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルの防火安全対策については、現在、当省に設置した「小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会」において、防火基準及び法令遵守を担保するための方策について検討を進めており、年内を目途に具体的な対策をとりまとめることとしているが、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、建築行政部局、消防部局との連携を図るための仕組みの整備等について、今般、別添1のとおり、警察庁生活安全局生活環境課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長等あて、別添2のとおり、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長あて、それぞれ通知がなされ、本職においても各都道府県警察及び消防機関との連携方策について下記のとおり留意事項を取りまとめたので、これを参考にして、地域の実態に応じた適切な対策を実施されるよう

お願いする。

なお、貴管内の特定行政庁に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して警察機関（各都道府県警察及び各警察署をいう。以下同じ。）と建築行政部局及び消防部局が相互に連携を図ることは、雑居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るための仕組みの整備等について、早急に各都道府県警察と調整を図り、建築物の防火安全対策の徹底を図ることを基本とする。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業の用途に供する建築物を含む建築物の防火安全対策に関する消防機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

風俗営業の許可又は変更の承認（以下「風俗営業許可等」という。）の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物が、建築基準法令に違反する疑いがあるとして警察機関から当該建築物の適法性を確認するよう求められた場合は、以下のとおり対応すること。

- ① 確認を求められた建築物については、現地調査を行う等により実態を把握すること。
- ② 確認に対する回答事項としては、例えば、建築確認申請手続等の有無、違反事項（特に、風俗営業に供されることとなる場合に建築基準法令違反となる事項）、その是正のため今後とらうとする措置などが考えられるが、具体的には各都道府県警察と調整を図った上で決定すること。
- ③ 是正措置が必要となる建築物については、速やかに当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、是正するよう指導すること。
- ④ 是正措置が必要でない建築物にあっても、今後、建築基準法上の手続き（例えば、建築物の用途を変更しようとする場合の申請及び確認）が必要となる可能性のある建築物にあつては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者にその旨伝えること。

なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。

- ⑤ ③の是正指導に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、建築行政部局において適切な措置を講じることをあらかじめ警察機関との間で申し合わせること。
- ⑥ 風俗営業の許可等の際に、当該建築物の所有者、管理者又は占有者があくまで是正指導に従わない場合は、建築行政部局からこれらの者に対して「是正指導に従わなければ違法建築物については是正措置命令をし、これに

従わなければ建築基準法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨通告すること。

その後、是正措置命令、告発をする場合には、その旨を警察機関に連絡するとともに、十分な調整を行い、迅速的確な事件処理を図ること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等に際して、平素より警察機関、消防機関と情報交換等を図るための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。

警察機関との連携を図るための仕組みの整備に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県の建築行政部局において各都道府県警察との間で十分な調整を図ること。
- ② この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないよう十分配慮すること。
- ③ 警察機関と具体的にどのような連携を行うかに関わらず、風俗営業の許可等の申請に係る建築物が建築基準法令に違反する場合は、上記2の対応の例によること。

4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合の措置

建築行政部局の行う立入り等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。

5 その他の連携

風俗営業の許可申請時における連携のほか、関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関双方の行政目的に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るよう努めること。